

令和3年

第3回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和3年9月10日

忠岡町議会

令和3年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和3年9月10日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第3回忠岡町議会定例会議事日程 (第2日目) について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第6号 | 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第2 | 議案第37号 | 物品購入契約締結について (忠岡町職員用業務端末等購入) |
| 日程第3 | 議案第38号 | 町税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第39号 | 令和3年度忠岡町一般会計補正予算 (第4号) について |
| 日程第5 | 議案第40号 | 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算 (第1号) について |
| 日程第6 | 議案第41号 | 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について |
| 日程第7 | 認定第1号 | 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 認定第2号 | 令和2年度忠岡町下水道事業会計決算認定について |
- 以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

日程第1 報告第6号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第6号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率4指標の状況と公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

令和2年度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに実質収支が黒字であったため、算定上マイナス数値となることから、公表上はバー表示となっております。

次に、実質公債費比率については、平成29年度に庁舎建設事業債の大部分が償還完了したことや、平成30年度にクリーンセンター長期包括運営管理事業が完了したことなどにより、前年度に比し2.8%減の8.1%となりました。

次に、将来負担比率については、地方債の返済を着実に実行していることや、充当可能財源等が増となったため、前年度に比し19.5%減の41.1%となりました。

最後に、資金不足比率については、算定対象は下水道事業会計のみとなりますが、資金不足が生じておりませんので、公表上はバー表示となっております。

以上、本町の財政につきましては、これらの指標において全て早期健全化基準を超えていないことをご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 議案第37号 物品購入契約締結について（忠岡町職員用業務端末等購入）

を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第37号、物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町職員用業務端末等を購入するため入札に付した結果、S k y株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第37号 物品購入契約締結について（忠岡町職員用業務端末等購入）を、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 議案第38号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第38号、町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例について、適用期限が令和4年度分から令和9年度分の個人町府民税まで延長されること、また所得税法の改正に伴い、寄附金控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることの明らかな寄附金が除外されることに伴う用語整理について、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第38号 町税条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第4 議案第39号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第39号、令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は3,184万円の追加で、これを補正することにより、予算総額は74億87万3,000円となります。

主な内容につきましては、総務費において、財政調整基金積立金の計上、民生費において、前年度の障がい者福祉事業に係る国庫負担金及び府負担金の精算返還金の計上、介護保険特別会計への職員給与費等繰出金の計上、前年度低所得者保険料軽減繰出金(精算

分)の計上、児童福祉総務費で府支出金の収入に伴う財源更正、衛生費において、健康管理システム改修業務委託料の計上、教育費において、一般コミュニティ助成事業補助金の計上であります。

次に、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債において限度額を2億8,080万9,000円に変更するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、議案第39号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第5 議案第40号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第40号、令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は6,850万8,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は17億5,066万3,000円となります。

主な内容につきましては、総務費及び地域支援事業費において、会計年度任用職員に係る人件費の計上、基金積立金において、介護給付費準備基金積立金の計上、諸支出金において、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金などの精算返還金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第40号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第41号 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第41号、令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正額は400万3,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は4億7,483万3,000円となります。

主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合給付金において、後期高齢者医療保険料等納付金の計上、諸支出金において、前年度分保険料払戻金の計上、前年度一般会計繰入金精算返還金の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第41号 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 認定第1号 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、日程第8 認定第2号 令和2年度忠岡町下水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

認定第1号、令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額9億2,610万4,694円、歳出決算額9億1,850万7,295円、差引き1,759万7,399円は、令和3年度へ繰越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額1億7,347万1,359円、歳出決算額1億1,432万2,736円、差引き2,203万8,623円は、令和3年度へ繰越しをいたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は1億6,232万7,195円、歳出決算額1億6,096万96円、差引き6,172万7,099円は、令和3年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は4億5,794万6,141円、歳出決算額4億5,394万3,158円、差引き400万2,983円は、令和3年度へ繰越しをいたしました。

以上、各特別会計決算額を申し上げますが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

次に、認定第2号 令和2年度忠岡町下水道事業会計決算認定について、概要説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

認定第2号、令和2年度忠岡町下水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきましては、収入では、下水道事業収益決算額9億2,886万3,835円で、内訳といたしましては、営業収益7億1,427万7,999円、営業外収益2

億1, 108万4, 294円、特別利益350万1, 542円であります。

支出につきましては、下水道事業費用決算額9億3, 036万6, 350円で、内訳といたしまして、営業費用7億8, 975万4, 147円、営業外費用1億2, 241万9, 303円、特別損失1, 819万2, 900円で、収支差引き150万2, 515円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきまして、収入では、資本的収入決算額4億100万6, 300円で、内訳といたしましては、企業債2億5, 270万円、補助金6, 920万円、出資金7, 800万2, 000円、工事負担金110万4, 300円であります。

支出につきましては、資本的支出決算額8億1, 093万7, 335円で、内訳といたしましては、建設改良費1億6, 098万6, 056円、企業債償還金6億4, 995万1, 279円で、収支差引き4億993万1, 035円の不足であります。損益勘定留保資金で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、以上2件は6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

議長（和田 善臣議員）

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

河瀬 成利議員・小島みゆき議員・是枝 綾子議員

松井 匡仁議員・今奈良幸子議員・勝元由佳子議員

以上の6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。10時45分から再開いたします。

(「午前10時30分」休憩)

議長 (和田 善臣議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午前10時45分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

この際、ご報告いたします。委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長も決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に河瀬 成利議員、副委員長に是枝綾子議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長 (和田 善臣議員)

ここで皆様にお諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第3回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

- 日程第9 意見書第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第10 意見書第7号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の提出について
- 日程第11 意見書第8号 中華人民共和国政府に対し、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について
- 日程第12 意見書第9号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出について
- 日程第13 意見書第10号 2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ及び気候変動対策のさらなる強化を求める意見書の提出について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 意見書第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を提出する。

令和3年9月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	〃	河瀬 成利
賛成者	〃	北村 孝
賛成者	〃	是枝 綾子
賛成者	〃	勝元由佳子

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読をもってかえさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 意見書第7号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第7号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書を提出する。

令和3年9月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	〃	河瀬 成利
賛成者	〃	北村 孝
賛成者	〃	是枝 綾子
賛成者	〃	勝元由佳子

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな
批准に向けた環境整備を求める意見書（案）

昭和54（1979）年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は昭和60（1985）年、この条約を批准した。

令和3（2021）年現在、189カ国が批准している。

さらに平成11（1999）年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12（2000）年12月末に発効している。令和3（2021）年現在、条約批准189カ国中114カ国が批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査

して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締結国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締結国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156カ国中120位に位置している。新型コロナウイルス感染拡大で非正規職員の雇止めをはじめ特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進めた上で、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読をもってかえさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより、意見書第7号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長(和田 善臣議員)

日程第11 意見書第8号 中華人民共和国政府に対し、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局より、議案を朗読させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

意見書第8号、中華人民共和国政府に対し、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、中華人民共和国政府に対し、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書を提出する。

令和3年9月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	〃	河瀬 成利
賛成者	〃	是枝 綾子
賛成者	〃	勝元由佳子

中華人民共和国政府に対し、自由や民主主義といった普遍的
価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書（案）

中華人民共和国政府による、ウイグル、チベット、内モンゴルといった少数民族に対する人権侵害行為は、152カ国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、国際社会から非難の声が高まっています。

特に、新疆ウイグル自治区では、これまで100万人を超える人々が「強制収容施設」に連行され、強制的思想教育や強制労働、女性への性暴力・不妊手術など、非人道的弾圧が続けられているとされています。アメリカのバイデン政権は、自国の持つ情報機関の調査結果を受け、これを「ジェノサイド（民族大量虐殺・民族浄化）が行われている」と認定しています。

このような動きに対して、中国政府は「内政干渉」だと反発していますが、これらの行為は、今日の国際社会において、普遍的価値とされる、自由や民主主義、基本的人権を踏みにじるものであり、いかなる国であろうとも、許されるものではありません。令和4年には北京冬季オリンピックが開催されます。昭和11年のベルリンオリンピック開催の裏側で行われていたナチスドイツによるユダヤ人や障がい者などに対するホロコースト（民族虐殺）を歴史の教訓とするのであれば、国際連合の常任理事国という重要な地位にある中国は、この問題への責任ある対応が求められています。

これまで日本政府は、令和2年11月に王毅外相が来日した際に、中国政府が透明性のある説明をするよう求めました。また、本年1月には国連人権理事会において、深刻な懸念を表明し、中国に対して具体的な行動を求めてきました。

しかしながら、現在、G7外相共同声明において経済制裁に踏み切る中、日本だけはまだその態度を明確にしていない状況であります。

そこで、本町議会は、国会及び政府に対して、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為を、国際人権規約に基づく中で、中国政府に対し、国際社会と連携し、G7を構成する他の国々の取組に足並みをそろえ、国際社会において普遍的価値とされている自由や民主主義、基本的人権が、中国においても確実に保障されるよう強く働きかけることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読をもってかえさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（あ り）

議長（和田 善臣議員）

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

本意見書には賛成の立場です。中国は内政干渉と言いますが、これは全くもって内政干

渉ではありません。

先ほど女性差別撤廃条約の意見書ですね。これが全会一致で可決されたわけですが、人権や人間の命というのは仕切りのないもので、全世界、普遍的なものであります。

意見書の中身にも書かれているように、中国は常任理事国という大国でありますので、たくさんの国からそういう指摘を受けるのであれば、国連による調査を積極的に受け入れて説明責任を果たせばそれでいいわけであって、それができないというところにこの中国の闇はあるんだろうなというふうに思っております。

我が国は、北朝鮮に拉致された日本人を奪還するということを全世界に訴えかけて協力を呼びかけていますが、これに口をつぐむようであればダブルスタンダード、全く説得力がなく、著しく人権意識の欠落した国家であるとみなされかねないことから、日本国政府に対し中国へ強く働きかけよというこの意見書には大賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

本意見書案について、日本共産党の賛成討論をさせていただきます。

議会運営委員会において、この意見書案には内政干渉になるというご意見がありました。その点について述べさせていただきます。

第2次世界大戦までは人権問題は国内問題とされ、外国からの口出しは無用として扱われてきました。しかし、戦後、人権を擁護し発展させることは単なる国内問題ではなく、国際的な課題となりました。国際社会における各国の義務となったわけです。それは、1945年の国連憲章、1948年の世界人権宣言、1966年の国際人権規約を初めとする国際的な人権保障の枠組みが、仕組みがつくられてきたからです。

新疆ウイグル自治区での大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われています。国連の人種差別撤廃委員会は2018年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が、法的手続なしに長期にわたって強制収容され、再教育が行われていることなどについて、切実な懸念を表明しました。

ウイグルにおける人権問題も重大な国際問題となっており、私ども日本共産党は中国当局に対し、人権抑圧の中止を求めています。

中国は、日本固有の領土である尖閣諸島周辺海域での領海侵犯を頻発し、香港や新疆ウイグル自治区での重大な人権抑圧の深刻化など行っており、日本共産党は、平和や民主主義、人権保障に逆行する中国に対し、一貫して事実に基づき、国際法にのっとりて厳しく

批判し、事態の打開を求めてきました。天安門事件に対しても断固糾弾すると中国に抗議をしてまいりました。

この立場から、中国の重大な人権抑圧に対し、日本政府が強く抗議をし、中止や是正を求めることを要望いたします。よって、本意見書案に賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第8号 中華人民共和国政府に対し、自由や民主主義といった普遍的価値が保障されるよう働きかけることを求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、本件は可決されました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 意見書第9号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第9号、消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、消費税率5%以下への引き下げを求める意見書を提出する。

令和3年9月10日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子
賛成者 " 二家本英生
賛成者 " 河野 隆子

消費税率5%以下への引き下げを求める意見書（案）

令和元（2019）年10月の消費税増税以降、日本経済は低迷しています。

さらに、昨年からの新型コロナウイルス感染症の長期化・再拡大によって非正規雇用・女性を中心に多くの失業者が発生し、フリーランスや中小企業は事業の継続が困難になっています。とくに大阪では、4度にわたる感染爆発により時短・休業を強いられる飲食業を中心に地域経済全体が深刻な影響を受けています。

いま対策をうたなければ、さらなる廃業・倒産を招き、地域の雇用が失われ将来の税収も減少しかねません。緊急経済対策として消費税率を5%以下へ引き下げることが求められています。すでに世界では61の国・地域が、国民の負担軽減と購買力の下支えを目的に消費税（付加価値税）の減税を実施しており、その効果が期待されています。日本でも早急に実施すべきです。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。消費税に頼るのではなく、税金の集め方、使い方を見直すことで財源を確保することは可能です。内部保留をため込む大企業や株で大儲けをする富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%以下へ引き下げを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

提出者に代わり趣旨説明を行います。

内容につきましては先ほど局長が述べたとおりではありますが、補足説明を行います。

2019年の10月から消費税が10%となり、日本の経済は低迷しました。さらに、

昨年、新型コロナウイルスの感染症の長期化・再拡大によって非正規雇用・女性を中心に多くの失業者が発生し、フリーランスや中小企業者の方は事業の継続が困難となっています。

そういった中、世界でも同様のことが行われていましたが、61カ国で国民の負担軽減及び購買力の下支えを目的に消費税（付加価値税）の減税を実施し、その効果も期待されているところでもあります。

また、このコロナ禍の中、大企業は売り上げを伸ばしています。大企業の法定実効税率は30.62%です。しかし、大企業に対する優遇税制が適用されているため、法定実効税率相当の負担がされていません。

2020年の上場企業の利益上位20社の法人3税の負担率を見ると、法定実効税率を納税している企業が4社しかありません。中には、税引前純利益が1兆4,000億円以上もあるのに、法人3税を納めている金額は0円です。これが、公正な税制度と言えるでしょうか。

不公平な大企業優遇税制をただし、もうかっている大企業にはその負担能力に応じて、適切な課税をすることで、消費税にかわる財源を確保することが可能です。

また、2021年6月16日の全国商工団体連合会の調査で国会議員の43%に当たる341名が消費税引き下げに賛成しています。

コロナ禍の中、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%以下へ引き下げを政府に求めるこの意見書に、議員皆様のご賛同を頂きたく、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(あ り)

議長 (和田 善臣議員)

まず、原案に反対者の発言を許します。

9 番 (前川 和也議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

前川議員。

9 番 (前川 和也議員)

本当に、書かれている中身についてはよく理解し、気持ちはすごく分かるのではあります。消費税については、来るべき、もう既に来ていますね、超少子高齢化時代における社会保障の重要な財源であり、引き下げには慎重にならざるを得ないと考え、本意見書には反対をいたします。

議長 (和田 善臣議員)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 2 番 (河野 隆子議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

河野議員。

1 2 番 (河野 隆子議員)

賛成討論を行います。

1997年、橋本内閣は社会保障を充実させることを目的に、消費税を3%から5%に引き上げました。同時に健保の本人の医療費窓口負担を1割から2割に上げるなど改悪を行って、国民は消費税で5兆円、社会保障で4兆円、合計9兆円の負担増を強いられてまいりました。「消費税は社会保障のため」と政府は言いながら、社会保障は改悪される一方であります。

まず、この8月から介護保険の補足給付の改悪が行われました。補足給付とは施設入所者の食費、居住費に関する負担軽減の制度であります。施設入居者の食費、居住費はもとも介護保険に含まれていました。しかし、国は2005年、ホテル宿泊費と同様に払うべきと改悪が実施され、全額自己負担となりました。このとき負担があまりにも大きいことから、住民税非課税世帯の負担軽減策として補足給付ということが導入されたわけですが、ところが、この対策がこの8月から縮小されたわけであります。

改悪の中身は、第3段階をわざわざ2つに分けて、本人の年金給付が120万円以下の人を1として、年金収入120万円を超える人を2として、2の人を食費負担を増やす、そういったことから施設入所の場合、月額5万9,000円から8万2,000円と、2

万3,000円も跳ね上がって、このような負担になっているわけでありませう。

また政府は、2022年10月から2023年3月の間で、閣議決定をしたわけなんですけど、高齢者医療費の2倍化法案、これは75歳以上の方の窓口を1割から2割にするということで、単身世帯年収200万円以上、2人以上の世帯で合計年収320万円以上という所得基準を設ける方針で、このことによって約370万人が2割負担となります。審議で明らかになり、政府が「2割負担の対象者には負担能力がある」、このように言っているんですが、全くそれはうそであります。その一方で、受診控えが起きて給付費を削減できると、政府は見込んでいるわけでありませう。

今、コロナ禍が直撃している中で受診控え、少なく見積もっても1万人以上の、例えばがん未発見になっている等、負担が増えれば懸念されるということでありませう。今、必要なのは高過ぎる窓口負担の軽減など、安心して受診できる環境づくりだというふうに思います。

このようなことから、消費税が社会保障に使われるということは全くのうそであります。先ほどの趣旨説明もございましたけれども、応能負担の原則、これにのっとり、消費税に頼るのではなく税金の集め方、使い方を見直すことで財源は確保することが可能であります。内部留保をため込む大企業や株で大もうけをする富裕層を優遇する不公平税制を正して、きっちりと払えるところからいただくと、そういった制度にしないとイケないと思います。

また、財源については、このこともありますが、軍事費、アメリカ言いなりでの戦闘機の爆買いですね。こういったことをやめれば財源はきっちりと確保できるというふうに思います。そのようなことから、この消費税5%の引下げ、住民の命、暮らしを守るために、この町議会でもぜひ賛同をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、意見書第9号 消費税率5%以下への引き下げを求める意見書の提出について、起立により採決いたします。賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 意見書第10号 2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ及び気候変動対策のさらなる強化を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第10号、2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ及び気候変動対策の更なる強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ及び気候変動対策の更なる強化を求める意見書を提出する。

令和3年9月10日提出

提出者	忠岡町議会議員	三宅 良矢
賛成者	〃	河瀬 成利
賛成者	〃	北村 孝
賛成者	〃	是枝 綾子
賛成者	〃	勝元由佳子

2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ
及び気候変動対策の更なる強化を求める意見書（案）

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、我が国においても、災害級の猛暑や甚大な被害を及ぼす台風・豪雨が相次いで発生する等、深刻な影響が生じている。

こうした中、令和2年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みとして平成27年に合意されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前に比べ2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までに抑える努力を継続する目標を掲げ、各国において温室効果ガスの削減目標を定め、その達成に向けた取組が進められている。

政府は、令和12年度の温室効果ガスの削減目標について、平成25年度比で46%削減するとしているが、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の科学的知見や欧州連合における目標強化の動きを踏まえると、我が国においても、削減目標の引き上げが求められている。

また、菅首相は、昨年10月の臨時国会の所信表明演説において、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると宣言したところであり、その実現に向けては、削減目標の引き上げに加え、再生可能エネルギーの導入や新技術の開発促進等、気候変動対策をより一層推進していく必要がある。

よって、国会及び政府においては、令和32年カーボンニュートラルの実現に向け、令和12年までの温室効果ガス削減目標の引き上げを行うとともに、気候変動対策のさらなる強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月10日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの局長の朗読をもってかえさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第10号 2030年までの温室効果ガス削減目標の引き上げ及び気候変動対策の更なる強化を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出があります。発言を許可します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案いたしました議案について慎重にご審議いただき、ご賛同、ご可決、誠にありがとうございます。また、本定例会や委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、幼稚園や小・中学校において2学期の授業が始まっております。新型コロナウイルスの子どもたちへの感染も広がっており、ワクチン接種できない12歳未満の子どもたちへの感染が非常に懸念される場所ではありますが、教育委員会、学校現場とも協力しながら、正しいマスクの着用や手洗いの励行はもとより、給食時の黙食、室内の換気なども徹底してまいります。併せて、引き続きご家庭との連携を図り、お子様の健康観察の徹底と、発熱等の体調不良がある場合、登校をお控えいただくようご協力お願い申し上げているところでございます。

また、これから台風シーズンを迎えるわけではありますが、何より災害がないことが一番であります。万一、避難所を開設した場合には町民皆様の安心・安全を守るため、感染対策も十分に注意を払いながら運営してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心から祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、令和3年第3回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時29分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年9月10日

忠岡町議会議長 和田善臣

忠岡町議会議員 是枝綾子

忠岡町議会議員 松井匡仁